

# 千葉県一宮町移住パンフレット



千葉県長生郡一宮町一宮 2457  
一宮町役場 企画広報課

## 目次

子育てに関すること・・・P3～

農業に関すること・・・P14～

お家の補助金に関すること・・・P17～

介護・福祉・医療に関すること・・・P20～

その他・・・P27～

不動産関係

交通情報

水道関係

ゴミについて

行政区について

防災について

町に関する情報発信 (企画広報課 0475-42-2113)

○町の広報紙「広報いちのみや」(毎月第3水曜日発行)

ホームページやQRコードからご覧いただけます。

【URL】

<https://www.town.ichinomiya.chiba.jp>



○町の公式 SNS



【インスタグラム】



【ツイッター】



【フェイスブック】

# 子育てに関すること

## 妊娠～乳幼児までの支援

(福祉健康課 0475-40-1055 おむつ用ゴミ袋は子育て支援課 0475-42-1415)

特定不妊治療助成	千葉県特定不妊治療助成対象となったご夫婦に、県助成受領後、本人負担金の1/2相当額で10万円を上限に助成します。
出産・子育て応援交付金事業	出産応援ギフトとして妊婦1人あたり5万円、子育て応援ギフトとして新生児1人あたり5万円を支給します。また、伴走型相談支援として、出産・育児等の見通しを立てるための保健師による面談や継続的な情報発信・相談を通じ、必要な支援をしています。(主な面談のタイミングは、妊娠届出時、妊娠8ヶ月頃、新生児訪問時です)
マタニティ教室	助産師による妊娠中の生活に関するお話、管理栄養士による妊娠中の食事のお話と歯科衛生士によるブラッシング指導、保健師による赤ちゃんのお風呂の入れ方の実習などをします。また、希望者には個別相談も行っています。妊婦さん同士の情報交換の場にもなっています。(予約制)
妊婦健診上乘せ分助成	妊婦健診時に公費助成以上にかかった部分を1回につき2,000円を上限に助成します。
産後ケア事業	出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、お母さんの体調管理や育児不安のある方を対象に育児ケア事業を実施しています。
新生児訪問	出産後、ご家庭に保健師が訪問し、育児相談、赤ちゃんの健康チェックや体重測定などを行います。
おむつ用ゴミ袋配布	町内に住民登録のある2歳未満の乳幼児のいる家庭に対し、ゴミ袋を配布します。
乳児相談	生後4・7・12ヶ月児を対象に身体計測、保健師や栄養士、歯科衛生士による相談事業を行っています。(対象者には通知します)また、7ヶ月児には、乳児相談の前に「ブックスタート」を行っています。 ※「ブックスタート」とは、赤ちゃんの心と言葉を育むために、優しく語りあう時間を作るきっかけとして、絵本をお渡しする運動のことです。
親子ふれあい教室	0歳、1歳のお子さんを対象とした遊びの教室です。手遊び歌・赤ちゃん体操等を行います。また、保健師・保育士による子育て相談も行っています。(予約制)
あそびの広場	母親同士の交流の場並びに子ども(就学前のお子さん対象)の遊び場として保健センターの母子相談室を開放しています。子ども用の絵本、おもちゃ等もあります。
育児相談	育児やしつけ、落ち着きがない、友達と遊べない、言葉や話し方、発達が気になる等、子育てに関するさまざまな相談について、専門の相談員がお受けします。(予約制)

子どもの健診 (福祉健康課 0475-40-1055)

1歳6ヶ月児健診	身体計測、医師・歯科医師による診察、歯科衛生士のブラッシング指導、保健師や栄養士による健康相談、栄養相談を行っています。(対象者には通知します)
2歳児歯科健診	身体計測、歯科医師による診察、歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。(対象者には通知します)
3歳児健診	身体計測、医師・歯科医師の診察のほか、視力、聴力検査、尿検査も行っていきます。また、育児相談員による子どもへの関わり方、遊びの相談も行っていきます。(対象者には通知します)

保育所一覧 (子育て支援課 0475-42-1415)

	名称	設置経営	定員	所在地	電話	開所時間	子育て支援事業
認可保育所	いちのみや保育所	一宮町	85人	一宮 1201-4	0475-42-2514	平日:7:00~19:00 土曜:7:00~19:00	産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 育児栄養相談・親子教室 はらっぱ文庫(絵本貸出)
	愛光保育園	(福)一粒の麦福祉会	80人	宮原 69	0475-40-1033	平日:7:30~18:30 土曜:7:30~15:30	産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「おおぞら」
認定こども園※	東浪見こども園	(福)一粒の麦福祉会	幼稚園部分:15人 保育所部分:65人	東浪見 8077-4	0475-36-7726	平日:7:00~19:00 土曜:8:00~17:00 (幼稚園部分の平日は 9:00~15:00)	産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「しおかぜ」
	一宮どろんこ保育園	(福)どろんこ会	幼稚園部分:20人 保育所部分:150人	一宮 8683	0475-44-7597	平日:7:00~20:00 土曜:7:00~20:00 (幼稚園部分の平日は 8:30~15:30)	産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「ちきんえつぐ」

※認定こども園・・・保育所に幼稚園の機能を備えたもの

※各施設の空き状況については子育て支援課までお問い合わせください。

一時保育事業 (子育て支援課 0475-42-1415)

○一宮町立いちのみや保育所

利用年齢	町内に在住する生後 6 ヶ月～就学前の児童
利用時間	8:00～16:00(利用は平日のみ)
利用料(1時間あたり)	0 歳児:500 円 1・2 歳児:450 円 3 歳児以上:400 円



○愛光保育園・東浪見こども園

利用時間	9:00～16:00(利用は平日のみ)
利用料(1時間あたり) (※昼食おやつ代別途 300 円)	0 歳:780 円 1・2 歳:470 円 3 歳:300 円 4・5 歳:250 円

○一宮どろんこ保育園

利用時間	7:00～20:00(月～土)
利用料(1時間あたり) (※昼食(おやつ含む)・夕食:500 円/1回)	1,000 円 (19:01～20:00 は別途加算あり)

《こんなときにご利用いただけます!》

**緊急保育:** 急な病気で子どもが見られない、冠婚葬祭 など

**私的事由保育:** ほんの少し、子どもと離れてリフレッシュしたい

**非定型的保育:** 週 2～3 日のパートの間子どもを見てほしい  
などなど…

## 児童手当 (子育て支援課 0475-42-1415)

### ○支給対象者

- ・中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方
- ・外国人の方は、上記に加え請求書及び子どもの在留資格、住民基本台帳に記載のある方(短期滞在は不可)
- ・父母のうち、生計を維持する程度の高い方(一般的には収入の高い方)

### ○支給額

#### ★所得が所得制限限度額未満の方

支給額(児童一人あたり月額)		
	第1子・第2子	第3子以降 ※
3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	

#### ※「第3子以降」とは？

高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降の子どもをさします。

#### ★所得が所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の方 一律 5,000円(特例給付)

#### ★所得が所得上限限度額以上の方 支給されません

### ○所得基準 前年中の所得及び扶養人数によります

※児童の保護者のうち、生計中心者(請求者)の所得のみが審査の対象になります。(世帯で合算はされません)

扶養親族等の数	所得制限限度額(ア)	所得上限限度額(イ)
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
以降、1人増につき限度額が38万円増		

- ※老人扶養親族がある場合は、一人につき6万円を加算します。
- ※児童手当(特例給付も含む)は、基礎控除として一律8万円のほか各種控除もあるので、目安としてください。
- ※扶養人数は申告又は源泉徴収票の扶養人数(配偶者含む)を使用するので、今年出生した児童は含まれません。

所得制限限度額(ア)を超えると、児童手当の支給額が一律5,000円になります。また、所得上限限度額(イ)を超えると支給されません。

### ○支給時期

- ・原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支払われます。
- ・支払日は、支給月の10日(休日の場合、前倒し)
- ・認定請求をした月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月まで支給されます。

### ○その他注意点

- ・受給者と子どもが、国内に居住していることが条件(留学中の場合等は除く)です。
- ・児童養護施設に入所している子どもや里親に委託されている子ども等については、施設の設置者や里親等に支給します。
- ・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者へ支給します。(単身赴任や子どもの学業等を理由とした別居等の理由を除く)
- ・未成年後見人や父母の指定する者(父母が国外へいる場合のみ)が子どもの面倒をみている場合は父母と同様の要件(監護・生計同一)で手当を支給します。



他にも、ひとり親家庭への支援もあるよ！





## 医療費助成 (子育て支援課 0475-42-1415)

### 子ども医療費助成

一宮町に住民登録のある0歳から中学3年生までのお子さんを対象に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成するものです。町が発行する「子ども医療助成受給券」を健康保険証と一緒に医療機関(保健調剤薬局、接骨院等を含む)に提示することにより定額の自己負担金のみで受診できます。

#### ○自己負担額

住民税所得割課税世帯	入院及び通院 1日・1回あたり 300円・調剤無料
住民税所得割非課税世帯	入院・通院・調剤無料

#### ○助成の対象とならない医療費

- ①保険適用外の医療費(健診、予防接種、薬剤の容器代、診断書等の文書料金、差額ベッド代等)
- ②未熟児養育医療、育成医療などの公費医療制度が適用される医療費 ※患者一部負担金のあるときは助成の対象
- ③学校でのけが(登下校含む)は、まず学校に届け出てください。 ※災害共済給付の対象とならない場合は子ども医療費助成の対象になります。
- ④交通事故等の第三者行為によるもの

#### ○「子ども医療費助成受給券」が使えない医療費

- ①県外の医療機関やこの制度による診療を行っていない医療機関で受診した場合
- ②健康保険の給付対象となる補装具、弱視用眼鏡代

※健康保険組合へ先に申請し、同組合から助成された金額のわかる支給決定通知書、領収書等が必要となります。

☆上記①②の医療費及び受給資格があつて受給券が発行される前に受診した場合の申請方法は子育て支援課までお問い合わせください。

## 高校生等医療費助成

一宮町に住民登録がある高校生等(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で高等学校、専門学校等へ就学している者)を対象に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成するものです。

### ○自己負担額

住民税所得割課税世帯	入院及び通院 1日・1回あたり 300円・調剤無料
住民税所得割非課税世帯	入院・通院・調剤無料

### ○助成の対象とならない医療費

- ①保険適用外の医療費(健診、予防接種、薬剤の容器代、診断書等の文書料金、差額ベッド代等)
- ②夜間における救急医療期間及び各医療機関における診療時間外の医療費(休日・在宅当番医を含む)
- ③学校でのけが(部活動・登下校含む)は、まず学校に届け出てください。

※災害共済給付の対象とならない場合は高校生等医療費助成の対象になります。

- ④交通事故等の第三者行為によるもの
- ⑤他の公費負担医療費制度が適用される医療費

### ○助成対象外となるもの

- ①保護者が所得に関する申告をしていない場合
- ②保護者が保育料、町税(住民税、国保税、固定資産税、軽自動車税)の滞納をしている場合(申告・納税後は、助成対象になります)
- ③高校生等が就職し、保護者の扶養から外れた場合
- ④高校生等が婚姻した場合

学校一覧 (教育課 0475-42-4574)

名称	所在地	電話	通学区域(大字)
一宮小学校	一宮 3351	0475-42-2026	一宮・本給・船頭給・新地・宮原・白山・田町 東浪見の内(1区、17区の2)・東野
東浪見小学校	東浪見 1516-2	0475-42-2138	東浪見・綱田
一宮中学校	一宮 5052	0475-42-3079	一宮町全域
県立長生特別支援学校	東浪見 6767-7	0475-42-2470	
県立一宮商業高等学校	一宮 3287	0475-42-4520	



第3子以降学校給食費無償化 (教育課 0475-42-4574)

○支給対象者 以下の①～④の要件をすべて満たす保護者

- ①小学生以上の子を3人以上扶養している。
- ②上記の子のうち、年齢が上から3番目以降の子が町立小中学校の学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護制度や就学援助制度等により学校給食費の全額補助を受けていない。
- ④学校給食費の滞納がない。

※①～④の要件をすべて満たし、対象となる児童等が次のいずれかに該当する場合も対象になります。

- ・町に住所を有し、区域外就学により町外の公立小中学校に在籍する場合
- ・医師の診断により、一切の学校給食の提供を受けられず完全弁当(飲用牛乳を除く)の場合

○無償化の対象となる児童等の例(網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等)

	第1子	第2子	第3子	第4子
例1	大学生①	大学生②	中学生③	小学生④
例2	無職①	専門学校生②	中学生③	私立中学生④
例3	就労者(扶養外)	高校生①	中学生②	小学生③
例4	アルバイト(扶養内)①	就労者(扶養外)	中学生②	中学生③
例5	中学生①	小学生②	小学生③	未就学児④
例6	中学生①	小学生②	未就学児③	

無償化の対象者
中学生③・小学生④
中学生③
小学生③
中学生③
小学生③
対象外

その他、経済的な理由で小中学校にかかる費用にお困りの保護者に、学用品費などの一部を援助する「就学援助制度」等も設けています。  
詳しくは教育課にお問い合わせください。

## 学童保育 (子育て支援課 0475-42-1415)

就労などの事情により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終了した放課後の生活の場を確保するために、各小学校の特別教室等を利用し、学童保育わんぱくクラブを開設しています。

学童クラブ名	場所	電話	定員	月～金曜日開設時間	月～土曜日開設時間
一宮学童保育 わんぱくクラブ	一宮小学校特別教室	0475-42-4262	50人	放課後～18:30	7:30～18:30
	一宮小学校 2階 PC ラウンジ		50人		
東浪見学童保育 わんぱくクラブ	東浪見小学校特別教室	0475-42-1730	40人		

### 利用料

区分	開始日	終了日	利用料
月～金曜日	月額		7,500円
月～土曜日	月額		10,500円
夏季休業日	7月21日	8月31日	15,000円
冬季休業日	12月24日	1月6日	4,000円
年度末休業日	3月25日	3月31日	3,000円
学年始め休業日	4月1日	4月4日	2,000円

土曜日の利用は、  
東浪見学童保育  
わんぱくクラブで  
実施します。



※ひとり親世帯は利用料が減額となります。

※きょうだいで利用する場合、2人目の利用料は半額、3人目以降は無料（おやつ代除く）となります。ただし、利用区分が異なる場合は、利用期間の短い利用料から半額になります。

※月～金、月～土曜日利用の長期休業利用は、通常月額利用料となります。

※別途負担していただくおやつ代は、2人目以降も半額にはなりません。

## 公園

### ○公園

名前	住所
舞台公園	一宮 2557
望洋公園	本給 10-1
城山公園	一宮 3427
一宮海岸広場	船頭給 2512-55
東野北公園	東野 9-1
東野南公園	東野 27
釣ヶ崎園地	東浪見 6961-7



### ○児童公園・児童遊園

名前	住所
新地児童遊園	新地甲 2054
10区児童遊園	一宮 8736-1
加納会館児童公園	一宮 3308-1
白山児童公園	白山 4
新熊児童公園	東浪見 4738



# 農業に関すること

**一宮町市民農園** (産業観光課 0475-42-1428)

農業者以外の方が野菜や花等の栽培を通して自然に触れ合ってもらうため、市民農園を開設しています。

区画数	35 区画(1 区画 50 m <sup>2</sup> )
使用料	1 年間 6,280 円 ※1 ヶ月 530 円
貸付期間	1 年間(毎年 4 月 1 日～3 月 31 日)更新可 ※年度途中からでも利用可能



**新規就農者支援** (産業観光課 0475-42-1428)

- ・長生農業独立支援センター：農業へ関する相談から実践研修、就農までを一貫してサポートしていますので、農業を始めてみようとお考えの方はご相談ください。(電話 0475-24-5700)
- ・資金関係 新規就農者育成総合対策

種類	内容	事業実施主体
就農準備資金	県立農業大学校や、県が認める先進農家・先進農業法人等の研修期間で研修を受ける方に、就農時 49 歳以下に対し、年間 150 万円(12.5 万円/月)を最長 2 年間交付します。	千葉県
経営開始資金	新規就農される 49 歳以下の方に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長 3 年間、年間最大 150 万円(12.5 万円/月)を交付します。	一宮町
経営発展支援事業	新規就農者(49 歳以下)が就農後、経営発展のために導入する機械・施設等(事業費上限 1,000 万円(※1 上限 500 万円)を支援します。(ポイント制による) ※1 上記の経営開始資金を交付される場合	



※要件等確認がありますので、事前にご相談ください。

## 農産物直売所

直売所名	住所	電話
一宮駅前観光物産直売所	一宮 2640-5	0475-42-6399
<small>しんどふじ</small> 身土不二の里	一宮 9117	0475-42-3665
一宮観光いちご組合直売所	東浪見 8515-2	0475-40-0015
とらみ味の里直売所	東浪見 1639-2	0475-42-2443
(株)なのはな東浪見店	東浪見 1621	0475-47-3600





# お家の補助金に関すること

## 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 (都市環境課 0475-42-1430)

地球温暖化の防止及び家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備の設置に要する費用の一部について補助を行います。(すでに住宅用省エネルギー設備の設置済の方、工事中の方は補助対象になりません。)

補助対象者 (すべての要件を 満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内に住所を有する方(設置完了時に住民登録する場合を含む)</li><li>・本人及び同一世帯に属する者が町税を完納していること</li><li>・町が指定する期日までに設置工事を完了し、実績報告の提出が行える方</li></ul>																		
補助額	<table><tr><td>エネファーム</td><td>・停電時自立運転機能あり</td><td>上限 10 万円</td></tr><tr><td></td><td>・窓の断熱改修</td><td>上限 8 万円</td></tr><tr><td></td><td>・太陽熱利用システム</td><td>上限 5 万円</td></tr><tr><td></td><td>・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入費</td><td>上限 15 万円</td></tr><tr><td></td><td>・V2H充放電設備購入費</td><td>上限 5 万円</td></tr><tr><td>蓄電池</td><td></td><td>上限 7 万円</td></tr></table>	エネファーム	・停電時自立運転機能あり	上限 10 万円		・窓の断熱改修	上限 8 万円		・太陽熱利用システム	上限 5 万円		・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入費	上限 15 万円		・V2H充放電設備購入費	上限 5 万円	蓄電池		上限 7 万円
エネファーム	・停電時自立運転機能あり	上限 10 万円																	
	・窓の断熱改修	上限 8 万円																	
	・太陽熱利用システム	上限 5 万円																	
	・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入費	上限 15 万円																	
	・V2H充放電設備購入費	上限 5 万円																	
蓄電池		上限 7 万円																	

## 空き家バンク (都市環境課 0475-42-1430)

町内の「売りたい・貸したい」と考えている空き家の物件情報を全国版空き家バンクで公開しています。「買いたい・借りたい」という利用希望者と空き家の所有者を橋渡しする制度です。契約や交渉は町と協定を締結した協力事業者と行います。

全国版空き家バンク	<p>【アットホーム】 <a href="https://www.akiya-athome.jp">https://www.akiya-athome.jp</a></p> <p>【LIFULL HOME 'S】 <a href="https://www.homes.co.jp/akiyabank">https://www.homes.co.jp/akiyabank</a></p>
-----------	---

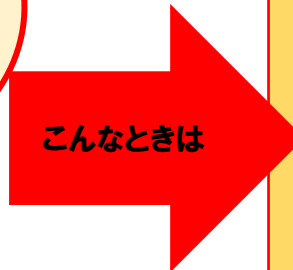
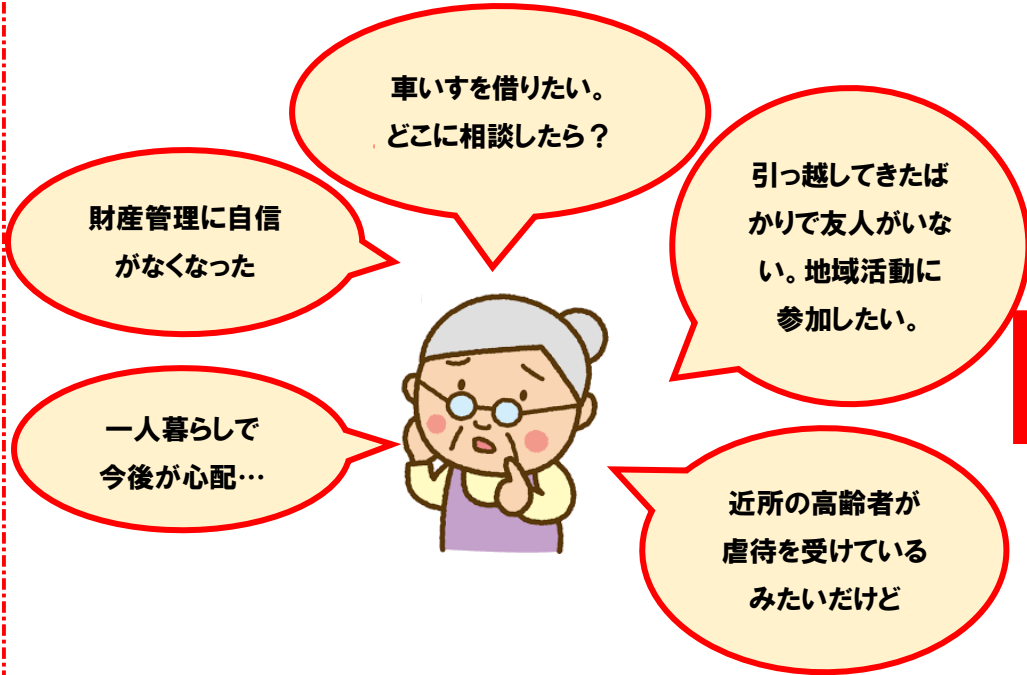
## 空き家リフォーム補助金 (都市環境課 0475-42-1430)

自ら居住するために住宅を新たに取得、居住し、売買契約を締結した日から1年以内に町内の施工業者により、20万円以上のリフォーム工事を行おうとする方に対して、工事費用の一部について補助を行います。(すでに始めている工事や終わった工事は補助対象になりません。)

補助対象住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>・町内に現存する自己の居住の用に供するための住宅で、当該住宅が都市計画法及び建築基準法の規定に適合するもので、建築基準法に規定する確認済証の交付を受けてから10年以上経過した住宅。</li></ul> ※併用住宅を含みます。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・自ら居住するために補助対象住宅を新たに取得、居住し、住民台帳に記録されている、又は実績報告をする日までに当該補助対象住宅に居住し、住民基本台帳に記録されていること。</li><li>・当該補助対象住宅に係る売買契約を締結した日から1年以内に補助対象工事を行おうとする者。</li><li>・補助金交付確定日から10年以上継続して、補助対象住宅に居住すること。 など</li></ul>
補助額	<ul style="list-style-type: none"><li>・リフォーム工事に要する額の10%に相当する額(20万円が限度額)。</li><li>・補助対象住宅が一宮町空き家バンクに登録されている登録空き家の場合は、30万円が限度額。</li></ul>



# 介護・福祉・医療に関すること



**すまいるサポートセンターへお気軽にご相談ください！**

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように支援を行う相談窓口です。介護をはじめ福祉、医療などさまざまな面から支える地域の拠点として保健センターに設置されています。相談は無料です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が対応します。

こんな仕事をしています↓

**お気軽にご相談ください**

- 介護に関する相談、健康づくりに関する相談などお気軽にご相談ください。
- 必要なサービスや制度の紹介等を行います。

**介護予防プランを作成します**

- 介護が必要な状態にならないように、健康づくりや介護予防を支援します。
- 生活機能が低下している人、要支援1・2と認定された方の自立に向けたサービスの紹介、利用を支援します。

**皆さんの権利を守ります**

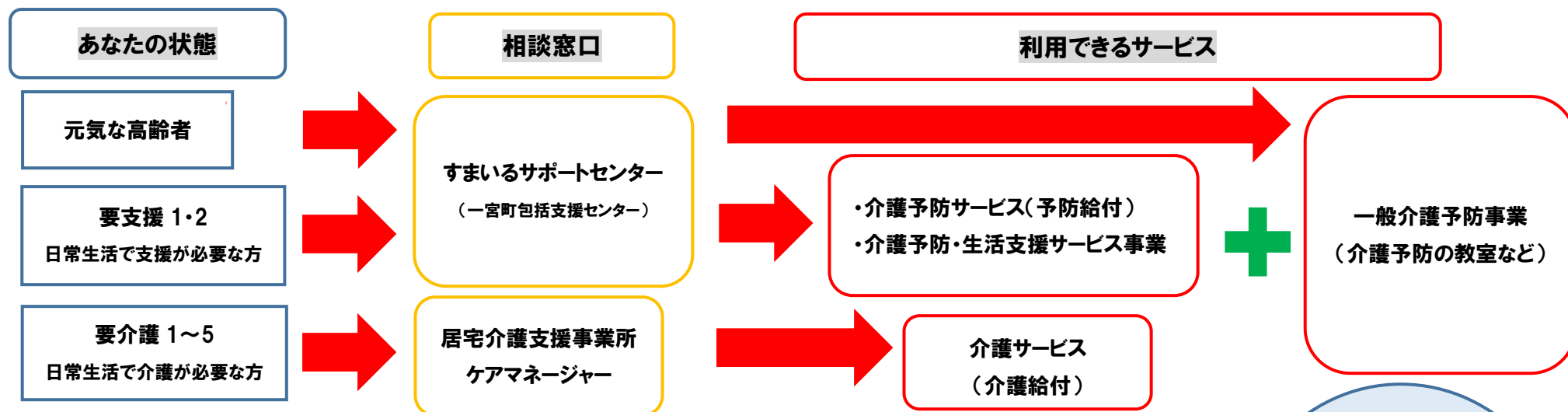
- 財産の管理に関すること、高齢者の虐待防止や早期発見に関する事など、高齢者の権利を守ります。
- 権利擁護に関する制度の紹介や関係機関との連絡等を行います。

**高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます**

- 役場や医療機関、介護保険事業所、地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと協力し、高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。
- 地域の方とも連携して、高齢者の支援に努めます。

## 元気な方から要支援・要介護の方まで

高齢者のそれぞれの状態に合わせて相談窓口や利用できるサービスがあります。今よりちょっと元気な生活を目指してみましよう。



### 一般介護予防事業の紹介

○いつまでも元気に生活するための情報提供や、介護予防に関する教室を行います。

教室名	会場	内容
けんこう運動教室	保健センター	筋力アップ体操・レクリエーション・音楽療法・作業療法などを行います。
東浪見けんこう運動教室	東浪見コミュニティセンター	
脳いきいき教室	保健センター	認知症予防のための講義、運動、作業などを行います。

○介護予防のための地域での活動に対して必要な支援を行います。

教室名	会場	内容
介護予防教室	各地区集会所等	介護予防推進員による出張教室を行います。

### 介護予防・生活支援サービス事業の紹介

要支援 1~2 の方、「介護予防のための基本チェックリスト」で生活機能低下が見られた方を対象に、すまいるサポートセンターの職員と一緒に介護予防の目標などの計画を立てて、目標の達成を目指してサービスを利用します。

教室名	会場	内容
ミニデイサービス	保健センター フィットネスジム	運動機能向上のためのストレッチ・筋力アップ体操などを行います。

いずれのサービスを利用する場合も、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などによく相談し、自分にあったサービスを利用しましょう！

介護事業所（自宅にいる方が利用するサービス）（福祉健康課 0475-42-1431）

サービスの種類	事業所	住所	電話
居宅介護支援(ケアマネージャー)	あおばケアプランサービス	新地 4-1	42-2202
	一宮町社会福祉協議会	一宮 1865	42-3424/42-3784
	在宅介護支援センター一宮苑	一宮 389	42-1185
	外房居宅介護センター	船頭給 248-7	36-5447
訪問介護(ホームヘルパー)、訪問型サービス A	一宮町社会福祉協議会	一宮 1865	42-3424/42-3784
訪問介護(ホームヘルパー)	ホームケアリブコースト一宮	東浪見 6989-3	40-1919
訪問介護(ホームヘルパー)	ニチイケアセンター一ノ宮	一宮 3093-4	40-1971
訪問看護	千葉訪問ケアセンター	宮原 745-3	40-1040
短期入所生活介護(ショートステイ)	ショートステイサービス一宮苑	一宮 389	42-1181
	短期入所生活介護 一宮喜楽苑	船頭給 201	40-1165
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンター一宮苑	一宮 389	42-1184
	リブコースト一宮	東浪見 6989-3	36-3238
地域密着型通所介護(小規模デイサービス)	ハートライフ	船頭給 230-2	42-7430
	介護ステーションよつば	一宮 8667-8	40-1311
	介護ステーション山ゆり	宮原 1091-1	40-1003

介護事業所（施設サービス）（福祉健康課 0475-42-1431）

サービスの種類	事業所	住所	電話
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	プラチナホーム一宮なのなは	船頭給 249-1	40-1882
	ハートライフ一宮	船頭給 230-5	42-7400
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム一宮苑	一宮 389	42-1180
	特別養護老人ホーム一宮喜楽園	船頭給 201	40-1165
特定施設入居者生活介護	あすなろの家	船頭給 1782-2	47-4848
住宅型有料老人ホーム	リブコースト一宮	東浪見 6989-3	42-7706
軽費老人ホーム	ケアハウス楠の木ホーム	一宮 389	42-1183

新にここサービス（高齢者等外出支援事業）（福祉健康課 0475-42-1431）

高齢者の方や、身体の不自由な方を町内のどこでも送迎するサービスを行っています。

利用対象者	町内にお住まいの 65 歳以上の方と、身体の不自由な方で、一人で乗り降りできる方	
利用方法	福祉健康課に申請後、予約センター（TEL0475-42-1500）にお申し込みください。	
利用案内	利用範囲	町内全域（制限なし）※町外へはいけません
	利用料金	無料
	利用回数	片道月 8 回（透析の方は月 16 回）
	運行日	月～金曜日（休業日：土日祝日・年末年始）
	運行時間	8:45～16:30

福祉タクシー運賃助成（福祉健康課 0475-42-1431）

福祉タクシー（介護タクシー）を利用した場合、運賃の助成を行います。

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護認定 3 以上の方</li><li>・身体障害者手帳 1～3 級で体幹、下肢、視覚に障害のある方</li><li>・療育手帳の程度が最重度又は重度</li></ul>
助成額	年間 36,000 円を限度に助成します。



## 紙おむつ等購入費助成 (福祉健康課 0475-42-1431)

在宅で、紙おむつ等を使用して生活している高齢者に対し、町の指定をうけた事業者で紙おむつ等を購入した費用の一部を助成します。

対象者 (すべての要件を 満たすこと)	①在宅で生活し、常時紙おむつ等を使用している方 ※病院や介護施設に入院・入所しているときは対象になりません。 ②要介護 3・4・5 と認定されており、介護認定に係る主治医意見書の寝たきり度が、B1・B2・C1・C2・のいずれか又は、認知度がⅢa・Ⅲb・Ⅳ・M のいずれかに該当する方 ③町民税非課税世帯に属している方 ④世帯で介護保険料を滞納していない方(対象者が 40 歳から 64 歳の方の場合は、世帯で医療保険料を滞納していない方) ⑤生活保護を受給していない方 ⑥他の制度により紙おむつ等の助成を受けていない方 ⑦短期入所生活介護及び短期入所療養介護(ショートステイ)の利用が 1 ヶ月の半数を超えていない方。
購入場所	町の指定を受けた事業所から購入してください。
助成額	1 ヶ月当たり 3,000 円を限度額(年間 36,000 円)

## 高額介護サービス費 (福祉健康課 0475-42-1431)

同じ月に利用したサービスの利用料(1~3 割負担分)の合計(施設の食費・居住費の負担額、日常生活費、実費は除く)が、利用者負担上限額を超えた場合、申請により超えた額が支給されます。上限額は、同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額が世帯上限額を超えた場合に支給されず。

## 特定入所者介護サービス費 (福祉健康課 0475-42-1431)

介護保険施設に入所、入院されている方、又は短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)をご利用している方については、特定入所者介護サービス費の支給(食費・居住費の負担限度額認定)が受けられる場合があります。

## 病院一覧

### ○町内の病院

病院名	住所	電話	診療科目
岡田眼科医院	一宮 3117	0475-42-3529	眼科
清水医院	一宮 3101	0475-42-2950	内科・小児科・外科
いちのみやクリニック	一宮 2554-3	0475-42-1616	内科・小児科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・外科・乳腺外科 泌尿器科・内分泌科
よねもと整形外科	一宮 2535	0475-40-1065	リウマチ科・外科・整形外科・リハビリテーション科
長島医院	一宮 2551-6	0475-42-8800	内科・胃腸科・外科・肛門科・リハビリテーション科
藤島クリニック	一宮 2446-1	0475-47-3056	内科・小児科・消化器内科
秋場医院	東浪見 1627-2	0475-42-3323	内科・循環器科・小児科
K-Iクリニック	一宮 10884-1	0475-42-7575	耳鼻いんこう科・アレルギー科

### ○町外の大きな病院

病院	住所	電話
公立長生病院	茂原市本納 2777	0475-34-2121
亀田総合病院	鴨川市東町 929	04-7092-2211

### ○休日当番医

日曜祝日に緊急の患者さんを対象として設置しています。緊急でないときは、翌日かかりつけのお医者さんに受診してください。

診療時間 9:00～17:00

日曜・休日当番医は長生都市公式市町村圏組合のホームページでご確認ください。

### ○夜間急病診療所

茂原市長生郡内では、1次救急と2次救急とわけて夜間の時間外救急に対応しています。

茂原市八千代 1-5-4(長生都市保健センター内) 24-1010 診察時間 19:45～22:45

夜間急病診療テレフォン案内 24-1011 (19:00～翌朝 6:00)



**その他**

## 不動産関係

### ○一宮町の不動産業者一覧

名前	住所	電話
(株)アーゴプロジェクト	東浪見 5-1	0475-42-6800
朝日ハウジング(株)一宮支店	一宮 9906	0475-42-1800
(株)126ハウジング 一宮店	東浪見7416-2	0475-47-4171
一宮不動産(株)	一宮 10129-1	0475-40-6123
(有)エンゼル商事	一宮 2638-5 三成ビル 102	0475-42-6830
上総の国ホーム(株)	一宮 8523-1	080-2090-2013
(有)カントリーライフ	東浪見 687-5	0475-42-7881
(有)サンオフィス	一宮 2560-3	0475-42-6856
(有)ツミタ総建	東浪見 5782	0475-42-3095
東日総業(株)	東浪見 2620	0475-42-5511
東日総業(株)一宮駅前支店	一宮 2646-2	0475-42-2424
(有)ニスク	東野25-1	0475-42-6871
(株)ピカいち	一宮 10095-2-1	0475-47-3991

※一般社団法人  
千葉県宅地建物取引業協会  
九十九里支部のホームページに  
掲載されているものです。

### ○賃貸物件相場

賃貸住宅2LDK 5~7万円

戸建て住宅 9~13万円

### ○土地の価格の目安

駅周辺は坪 8~10万円

海岸県道周辺は坪 6~8万円

### ○駅周辺の月極駐車場相場

5,000円/月

金額はおよその目安であり、諸条件によって変わります。  
詳しくは不動産業者などで実際の価格をご確認ください。



## 交通情報

座って楽しく通勤可能！！

### ○電車

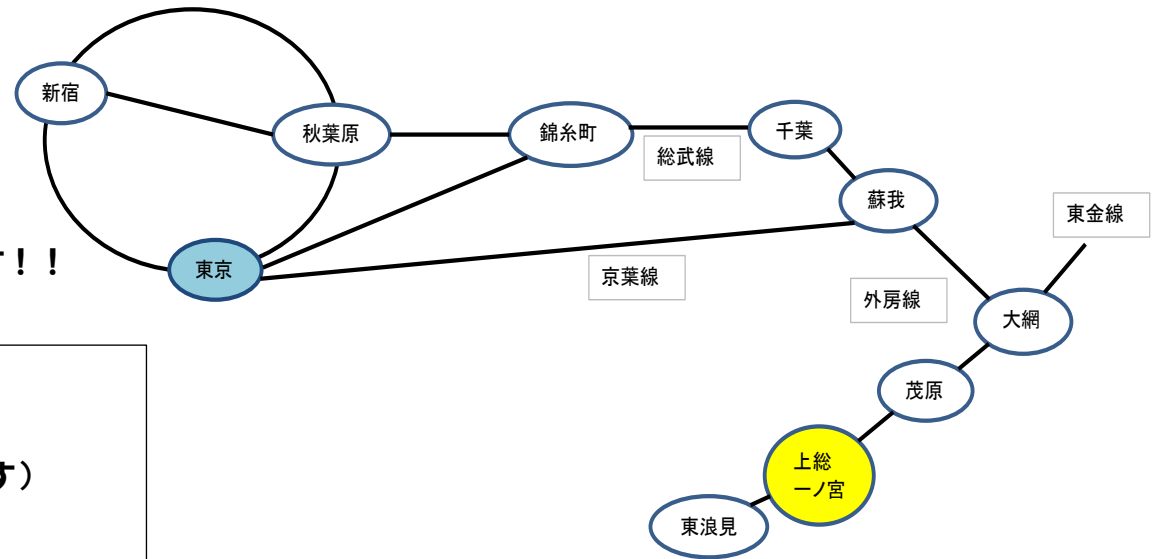
上総一ノ宮駅は通勤快速の始発駅！東京駅まで約90分  
特急わかしお号を利用すれば、東京駅まで約60分で到着します！！  
朝の通勤時間は東京駅直通が多く大変便利です。

#### ★JR 外房線 上総一ノ宮駅

- ・Suica 利用可能
- ・小湊バス(平日のみ大多喜行き及び一宮海岸行きがあります)
- ・駅前にはタクシーもあります

#### ★JR 外房線 東浪見駅

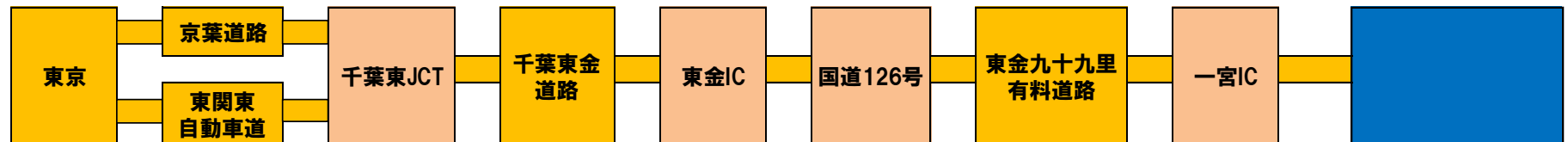
- ・Suica 利用可能(チャージ不可)
- ・無人駅(サービス窓口はございません)



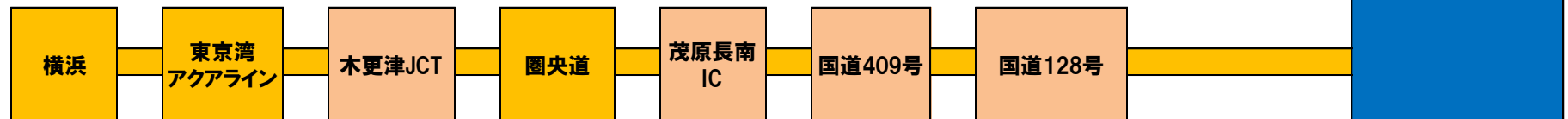
時刻表詳細は「東日本旅客鉄道株式会社」のホームページをご覧ください。

### ○車でのアクセス(東京・神奈川方面から)

#### ルート1



#### ルート2



## 水道関係

### 上水道

長生郡市7市町村の水道は長生郡市広域市町村圏組合水道部で管理しています。

内容	担当課	電話	受付
給水装置工事の受付、設計審査、竣工検査に関すること 水漏れの修理の場合の水道料金減額に関すること	業務課	0475-23-9482	平日 8:30~17:15
水道の使用開始、中止の申込み・お引越し、ご契約変更の申込み 水道料金、水道メーター、検針に関すること	(株)東計電算 茂原営業所 (業務受託業者)	0475-27-3888	平日 8:30~17:15 土曜 8:30~12:00
道路上の水漏れの通報 水道の断水、濁り水、赤水の問い合わせ	維持課	0475-23-9491	終日
水質管理、水質調査に関すること	施設課	0475-23-9480	平日 8:30~17:15
どこに問い合わせればいいかわからないとき	管理課	0475-23-9481	平日 8:30~17:15

### 下水道

一宮町には、下水道はなく、浄化槽及び農業集落排水があります。

#### ○浄化槽(都市環境課 0475-42-1430)

生活の中で発生する(トイレや洗濯、はみがき、料理など)汚れた水を、きれいな水にして川などに流すための装置)

#### 合併処理浄化槽(し尿及び生活排水をあわせて処理する浄化槽)の補助金制度

人槽区分	限度額
5人槽	単独槽からの転換 570,000円 汲取槽からの転換 440,000円
6~7人槽	
8~10人槽	

※合併浄化槽の新規設置については、汲み取り及び単独浄化槽からの転換を補助の対象とします。

※新築、建て替え及び増改築による浄化槽の設置に対する補助は廃止になりました。

#### ○農業集落排水(産業観光課 0475-42-1428)

一宮町は、3つの地域(原、東浪見、北部)で、農業集落排水処理施設を整備しています。

新規加入負担金は、1口当たり65万円の費用が掛かります。使用料は一般住宅で1カ月当たり、基本料金2,640円と1人当たり、660円が掛かります。

## ゴミについて

(都市環境課 0475-42-1430) (長生郡市広域市町村圏組合環境衛生課 0475-23-4944)

ゴミは「燃えるゴミ」「資源ゴミ」「燃えないゴミ」「粗大ゴミ」に分別して、決められた日時に近くの集積所に出します。  
 ゴミと資源の分け方・出し方収集予定表は、長生郡市広域市町村圏組合で年度ごとに作成し各家庭に配布しています。  
 予定表がない方は都市環境課の窓口にあります。  
 ※町ホームページでもご覧いただけます。



町内は 3 コースに分類(コースによってゴミを出す曜日が異なります。)

コース	地域	※町 HP 内「ゴミと資源の分け方・出し方収集予定表」	
1 コース	1 区～10 区		※English ver
2 コース	11 区～17 区、船頭給区、新地区、海岸区、宮原区		※English ver
3 コース	綱田区～新熊区、新浜区		※English ver

環境衛生センター(茂原市下永吉 2101)

集積所に出せないゴミを直接搬入する場所です。また、集積所に出せるゴミでも直接搬入は可能です。

処理手数料	374 円/20kg(税込)※支払い金額の 10 円未満は切り捨て
搬入時間	平日 8:30～11:45 13:00～16:00 土・祝 8:30～11:45 ※日曜日は休場

ゴミの出し方については、ゴミさく管理システム  
 やパンフレットをご覧ください。

【ゴミさく管理システム】



【パンフレット】



※English ver

★ゴミ集積所についてお守りください★

- ①必ず収集日の朝 8 時 30 分までに出してください。
- ②決められた袋に入れて出してください。
- ③ゴミ集積所の管理は、各区の皆さんにお願いしてあります。後始末のことを考えて、迷惑をかけないよう心配りをお願いします。

## 行政区について (総務課 42-2112)

一宮町には、地域のみなさんで協力し合い、暮らしやすい環境をつくるために、36の行政区(区・自治会)があります。

それぞれの区・自治会には、代表者である区長・自治会長がいます。

また、地域ごとに排水路の清掃やゴミ集積所の管理等、防災・防犯等の安全対策などの活動に協力して取り組んでいます。

その他、区長・自治会長から住民へ回覧される文書(毎月第1・第3水曜日発行)を通じて、町からのお知らせやサービスを円滑に受けることができます。住みよい地域環境を維持するため、区・自治会の活動にご協力をお願いします。

### 【36の行政区一覧】

1区	2区	3区	4区	5区	6区
7区の1	7区の2	8区の1	8区の2	9区の1	9区の2
10区	11区	12区	13区	14区	15区
16区	17区の1	17区の2	綱田	釣	枇杷畑
権現前	大村	岩切	矢畑	稲荷塚	原
新熊	船頭給	新地	宮原	海岸	新浜



自治会って??

区・自治会は私たちの生活に最も身近なコミュニティ組織です。皆さんが暮らしやすい環境や地域で助け合える関係をつくるため、それぞれの地域でさまざまな活動を行っています。

少子高齢化、ライフスタイルの多様化などが進むなか、地域のつながりが希薄化しているといわれますが、“いざ”というとき、頼りになるのは「人と人とのつながり」です。

ぜひ、地域の活動に目を向けてみてください。



○防災行政無線戸別受信機

町からのお知らせや災害時の緊急放送を受信するための受信機を2万円で貸与しています。



○全国避難所ガイド(防災アプリ)

防災行政無線の放送をプッシュ通知でお知らせします。また、いつでも受け取った内容を文字情報と音声情報で確認することができます。右のQRコードからダウンロードし、設定⇒地域防災情報から一宮町の該当エリアを選択してください。



○一宮町安心・安全メール配信サービス

緊急時の災害・避難情報や防犯情報をEメールで送信します。

「防災行政無線が聞き取りにくい」、「勤務先が町外で災害情報を得られない」場合も登録しておくことで情報を取得することができます。登録は「[t-ichinomiyamachi@sg-m.jp](mailto:t-ichinomiyamachi@sg-m.jp)」へ空メールを送信してください。



○ハザードマップ

町には下記のハザードマップがあります。役場3階総務課で配布しています。また、ホームページやちば情報マップなどで公開しています。

津波ハザードマップ  
洪水・土砂災害ハザードマップ  
揺れやすさ・液状化マップ  
ため池ハザードマップ

